

岡崎市工事成績評定表

契 約 番 号	5061009999		
工 事 名	〇〇整備工事		
工 事 場 所	岡崎市〇〇町地内		
請 負 者	〇〇土木株式会社		
請 負 代 金 額	金 10,000,000 円也		
工 期	(自)令和6年5月3日から (至)令和6年12月3日まで		
完了年月日	令和6年12月3日		
検 査 年 月 日	令和6年12月4日		
専任監督職員	愛知太郎	主任監督職員	岡崎次郎
検 査 職 員	検査三郎		

考 査 項 目	細 別	評 定 点
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	2.9 点
	II. 配 置 技 術 者	2.9 点
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	9.4 点
	II. 工 程 管 理	6.1 点
	III. 安 全 対 策	6.2 点
	IV. 対 外 関 係	2.9 点
3. 出来形及び出来栄え	I. 出 来 形	9.3 点
	II. 品 質	9.4 点
	III. 出 来 映 え	6.5 点
4. 工 事 特 性	I. 工 事 特 性	3.3 点
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫	2.9 点
6. 社 会 性 等	I. 地 域 へ の 貢 献 度 等	3.2 点
7. 法 令 遵 守 等		0.0 点
評 定 点 合 計		65 点

※ 評定点合計は、小数点以下四捨五入とする。

土木

岡 崎 市 工 事 成 績 採 点 表

様式[301]

土木系

岡 崎 市

工 事 名	〇〇整備工事													契約金額		金 10,000,000 円也				
請負業者	〇〇土木株式会社				工 期	令和6年 5月 3日から 令和6年12月 3日まで								完了年月日		令和6年12月 3日				
考 査 項 目		専任監督職員					主任監督職員							検査職員						
		氏名	愛知太郎				氏名	岡崎次郎						氏名	検査三郎					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	1	0.5	0	-5	-10														
	II 配置技術者	1	0.5	0	-5	-10														
2. 施工状況	I 施工管理	4	2	0	-5	-10								5		2.5		0	-7.5	-15
	II 工程管理	3	1.5	0	-5	-10	8		4		0	-7.5	-15							
	III 安全対策	1	0.5	0	-5	-10	8		4		0	-7.5	-15							
		0～5																		
	IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5														
3. 出来形 及び 出来栄え	I 出来形	4	2	0	-2.5	-5								10	7.5	5	2.5	0	-10	-20
	II 品 質	5	2.5	0	-2.5	-5								15	12	8	4	0	-12.5	-25
	III 出来栄え													5	4	3	2	0	-5	
4. 工事特性	I 工事特性 ※1						0～9													
5. 創意工夫	I 創意工夫 ※2	0～9																		
6. 社会性等	I 地域への貢献度等※3						10	7.5	5	2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0 点					0 点							0 点						
評定点(65±加減点合計) ※4		① 65 点					② 65 点							③ 65 点						
○ 評定点計		○ 計算式 ① 65 点×0.4 + ② 65 点×0.2 + ③ 65 点×0.4＝ 65 点																		
7. 法令遵守等 ※5							0 点													
◎ 評定点合計 ※6		◎ 評定点計 (65 点) － 7. 法令遵守等 (0 点)＝ 65 点																		
所 見 ※7		(専任監督職員)					(主任監督職員)							(検査職員)						

- ※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然、地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※2 創意工夫は、企業のノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点评価のみとする。
- ※4 $1\sim3$ の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6 の評点(加点合計) - 7 の評点(減点) = 評価点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。
- ※5 法令遵守等の評価は、主任監督職員が行い、減点のみとする。
- ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※7 所見は必要な事項のある場合に記入する。
- ※8 各考查項目ごとの採点は、専任監督職員、主任監督職員、検査職員の順にそれぞれ別紙(各基本事項、加減点事項採点表)に記入すること。
- ※9 監督職員が主任監督職員のみの場合は、専任監督職員欄及び主任監督職員欄の両方の採点をすること。

細目別評定採点表

考 査 項 目	細 別	①専任監督職員	②主任監督職員	③検査職員	細目別評定点	備 考
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			2.9 / 3.3点	
	II. 配置技術者	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			2.9 / 3.3点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点		$(0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5 点	9.4 / 13.0点	
	II. 工程管理	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点	$(0) \times 0.2 + 3.2 =$ 3.2 点		6.1 / 8.9点	
	III. 安全対策	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点	$(0) \times 0.2 + 3.3 =$ 3.3 点		6.2 / 10.2点	
	IV. 対外関係	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			2.9 / 3.7点	
3. 出来形及び 出来栄	I. 出来形	$(0) \times 0.4 + 2.8 =$ 2.8 点		$(0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5 点	9.3 / 14.9点	
	II. 品質	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点		$(0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5 点	9.4 / 17.4点	
	III. 出来映え			$(0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5 点	6.5 / 8.5点	
4. 工事特性	I. 工事特性		$(0) \times 0.2 + 3.3 =$ 3.3 点		3.3 / 5.1点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			2.9 / 6.5点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(0) \times 0.2 + 3.2 =$ 3.2 点		3.2 / 5.2点	
7. 法令遵守等			$(0) \times 1.0 =$ 0 点		0.0	
評定点合計		26.0	13.0	26.0	65.0 / 100.0点	

基本事項採点表1(土木・建築系共通)

P.1

様式[302]

2025/4/1改定

審査項目	細目	NO	確認事項	内 容	採点 対象外	チェック結果			
						専任監督職員	主任監督職員	検査職員	
1 施工体制	I 施工体制一般	1	現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐届	・契約後、現場代理人と届出技術者の雇用関係の確認をしたか。(保険証等の提示) ・届出技術者の資格要件の確認をしたか。(資格者証等の提示)		適正	要指導		
		2	請負代金内訳書	・契約締結後、14日以内適正書類が提出されたか。 ・法定福利費が含まれているか。 ・記載内容に不備は無いですか。		適正	要指導		
		3	コリンズ登録 (請負金額500万円以上)	・事前に「登録のための確認のお願い」が通知を受け、内容が適正と確認できたか ・工期延期をした際に変更登録の確認を受けたか。	対象外	適正	要指導		
		4		・登録機関からの電子メールにより、10日以内に登録されたことが確認できたか。 ・工期延期をした際に変更登録がされているか。	対象外	適正	要指導		
		5	退職金制度 (建退共) (その他)	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内(電子申請による場合は40日以内)に提出もしくは、提出できない理由を書面で提出されたか。		適正	要指導		
		6		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者に見やすく掲示しているか。	対象外	適正	要指導		
		7		・掛金充当総括表及び工事別共済証紙受払簿が提示されたか。	対象外	適正	要指導		
		8	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び再下請負通知書が提出されたか。 ・施工体制台帳により、元請負者及び一次下請負者の社会保険(雇用・健康・厚生年金)に未加入が無いことの確認。 ・下請金額による監理技術者の確認(下請金額5,000万円以上、建築一式工事は8,000万円以上)	対象外	適正	要指導		
		9		・現場に備え付けられた施工体制台帳に必要な書類が添付されている。 ・添付書類に不備がなく、現場で確認できたか。	対象外	適正	要指導		
		10		・施工体系図を公衆及び工事関係者に見やすく掲示しているか。 ・建設工事以外の警備業務、調査業務等が記載されているか。	対象外	適正	要指導		
		11		・施工体制台帳に記載の無い建設業者が作業することが無かった。	対象外	適正	要指導		
		12	一括下請負の禁止、 元請負人の実質関与	・施工体系図、施工計画等に記載された監理技術者、主任技術者(下請含む)が、名札(工事従事者証)等で確認できたか。		適正	要指導		
		13		・設計図書等の内容を把握し、発注者との協議・打合せ・現場の施工管理を元請負者が主体的に実施しているか。		適正	要指導		
		14		・住民への説明や近隣工事との調整等について、元請負者が主体的に対応しているか。(回覧、お知らせ文)	対象外	適正	要指導		
		15		・元請負者が、下請負者に対して、施工の指導や調整を行っていることが伺えますか。	対象外	適正	要指導		
		16	建設業許可標識等	・工事看板類を公衆の見やすい場所に設置しているか。ドライバーからの視認性が確保されているか。 ・必要な掲示物がそろっているか。		適正	要指導		
		17		・工事主看板の記載内容は適正ですか。(工事名ではなく工事種別の記載(土木系)、連絡先に市外局番の記載)		適正	要指導		
		18		・建設業許可票の記載内容は適正ですか。(専任、今回工事で必要な許可を受けた建設業、許可有効期間) ・大きさは適正ですか。		適正	要指導		
		19		・労災保険関係成立票の記載内容は適正ですか。(注文者、事業主代理人氏名) ・大きさは適正ですか。		適正	要指導		
	II 配置技術者	20	現場代理人	・作業主任者一覧表を工事関係者の見やすい場所に掲示がされているか。 ・工事の施工に必要な作業主任者が掲示されているか。	対象外	適正	要指導		
		21		・現場に常駐している。又は会社事務所等に待機しており、業務に支障がない。		適正	要指導		
		22	主任技術者・監理技術者の専任制	・現場の管理運営が的確である。 ・監督職員との連絡調整及び対応の記録がある。		適正	要指導		
		23		・届出内容と現場の配置技術者(主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐)が同一であるか。 ・監理技術者の場合は資格者証、講習修了証の携帯を現場で確認した。 ・工程、品質、安全管理を行っているか。		適正	要指導		
		24		・主任技術者、監理技術者は技術的指導をしているか。 ・技術的トラブルへの対応が不十分でないか。		適正	要指導		
		25		・専任を必要とする技術者(4,500万円以上、建築一式9,000万円以上)は現場に専任していますか。	対象外	適正	要指導		
		26		・工事の施工に必要な作業主任者を定め、施工計画書又は工事打合簿により一覧表が提出されているか。 ・工事の施工に必要な作業主任者を定め、資格要件について内容の整理がされているか。	対象外	適正	要指導		
	2 施工状況	27	設計図書の照査	・設計図書と現場の相違について、確認をしましたか。 ・設計図書と施工条件、仕様を照査し現場との相違がある場合、事前に協議がされているか。	対象外	適正	要指導		
		28		(欠番)					
		29	施工計画書	・現場条件等を考慮した適正な施工計画書及び施工図(建築のみ)が施工(変更を含む)に先立ち、提出されましたか。		適正	要指導	適正	要指導
		30		・施工計画書及び施工図(建築のみ)の記載内容と現場施工・仕様が一致をしていますか。 ・施工計画書及び施工図(建築のみ)の施工・仕様変更の場合、協議がされていますか。		適正	要指導	適正	要指導
		31		・使用材料の確認が適正に提出され、漏れがないか。	対象外	適正	要指導	適正	要指導
		32	材料管理	(欠番)					

審査項目	細目	NO	確認事項	内 容	採点 対象外	チェック結果			
						専任監督職員	主任監督職員	検査職員	
2 施工状況	I 施工管理	33	(欠番)						
		34	材料管理	・主要使用材料の検収がされた記録があるか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		35	出来形管理	・出来形の管理表に漏れはありませんか。 ・施工計画書どおりの管理がされているか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		36		・出来形管理図の作成・記載漏れはありませんか。 ・施工計画書どおりの管理がされているか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		37	品質管理	・品質に沿った規定の品質試験が実施されましたか。 ・施工計画書どおりの管理がされているか。材料承認図にある認定証等の期限は切れていませんか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		38	確認及び立会等の調整	・段階確認書・施工状況把握報告書に基づき適切に実施されましたか。		適正	要指導		
		39		・施工管理記録、写真により施工状況が適切であることを把握できた。		適正	要指導		
		40	建設副産物及び建設廃棄物	・工事により発生した産業廃棄物が漏れなく、マニフェスト管理台帳に記載され提出されたか。 ・施工計画書等とともに収集運搬、処分業者との契約が適切に行われているか。(契約内容・許可品目・許可期間等)	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		41		・産業廃棄物管理票(マニフェストE票)により適正に処理されたことが確認できたか。 ・確認・照合欄(A票・B1票)の処理がされているか。 ・契約したところに適正に運搬、処理されているか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		42		・再生資源利用及び同利用促進計画書をCOBRISシステムにより作成し、施工計画書に含め提出した。※2	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		43		・処理完了後、再生資源利用及び同利用促進実施書をCOBRISシステムにより作成し提出したか。(システム確認:発注者はエラー確認し、確認済にしましたか。) ・実施内容(マニフェスト管理台帳・様式69号残土搬出集計表等)との整合がとれているか。	対象外	適正	要指導		適正 要指導
		44		・建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械等)を仕様書に従い適正に使用していることを確認した。(シールの写真:下請け建設機械含む)	対象外	適正	要指導		
	II 工程管理	45	工程管理	・実施工程表により月1回(毎月5日までに)報告がされ、工程のフォローが確認できるか。	対象外	適正	要指導	適正 要指導	
		46							
		47		・工程内容が適正に管理され、工期内に工事目的物(現場)が完了したことを確認できた。 ・工期内に完了書類が漏れなく提出された。		適正	要指導	適正 要指導	
		48		・工程管理に提案があり、適正に管理された。又は工期短縮に努めたか。		適正	要指導	適正 要指導	
	III 安全対策	49	(欠番)						
		50	(欠番)						
		51	(欠番)						
		52	(欠番)						
		53	安全活動	・許可条件を遵守しているか。 ・予告・工事中・休工中の規制看板が適切に設置されているか。 ・規制看板等に請負業者名が記載されているか。	対象外	適正	要指導	適正 要指導	
		54		・公安の許可条件を遵守し、適切な交通誘導警備員の配置、誘導が行われたことが確認できたか。交通誘導警備員資格者証を現場で確認したか。	対象外	適正	要指導	適正 要指導	
		55		・交通誘導警備員の有資格者が配置できない時の協議がされたか。	対象外	適正	要指導	適正 要指導	
		56		・計画どおり過積載防止に取り組んでいることがヒアリングにより伺える。 ・現場立会時に過積載の疑わしき状況を見ることが無かった。(作業状況写真の確認)	対象外	適正	要指導	適正 要指導	
	IV 対外関係	57	(欠番)						
		58	関係機関等	・必要な関係機関との協議が行われているか。 ・監督職員から書面による請求があった許可書や届などの写しが提出されたか。	対象外	適正	要指導		
		59	近接工事との調整	・近隣工事又は施工上密接に関連する他工事の請負者と協議記録があるか。	対象外	適正	要指導		
		60	地元住民との調整	・地元住民等からの苦情がなかったか。 ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情等の対応を適切に行い、処理した記録があるか。	対象外	適正	要指導		
		61		・第三者からの苦情等がなかったか。 ・第三者の苦情等の対応を適切に行い、実施した記録があるか。		適正	要指導		
		62		・事故等がなかったか。 ・事故等があった場合に事故の対応を適切に行い、実施した記録があるか。		適正	要指導		

● チェック結果

適 正	指示なしで提出された。
無 印	口頭指示で提出された。(1回まで)
要指導	指示書で指導した。(1回を超える口頭指示又は期限切れは、指示書を出すこと。)
対象外	工事内容が評価対象項目に該当しない。

● 細目ごとの判断基準

下式により算出された評価値を、下表の基準により判断する。 評価値(%) = 適正評価数 ÷ 評価対象項目数	
評価結果	評価値
a	評価値が90%以上
b	評価値が65%以上90%未満
c	評価値が65%未満
d	要指導1個
e	要指導2個以上

なお、対象外により評価対象項目数が2以下の場合はC評価とする。

● 評価結果

評価結果	専任監督職員	主任監督職員	検査職員
1. I 施工体制一般	C		
1. II 配置技術者	C		
2. I 施工管理	C		C
2. II 工程管理	C	C	
2. III 安全対策	C	C	
2. IV 対外関係	C		

3. 出来形及び出来栄

基本事項採点表2-1(土木系)

P.2 様式[303]

細目	工 種	評価項目	評定区分	a	a'	b	b'	c	d	e	
			評定者	規格値の範囲内かつ管理項目に不足なし、指示事項なし						測定・管理項目が不足、指示事項あり	
			検査職員	該当項目5	該当項目4	該当項目3	該当項目1以上	該当項目なし	修正指示事項1	修正指示事項2以上	
I 出来形	土木一般	評価項目	専任監督職員	該当項目5		該当項目3以上		該当項目3未満			
			☐	☐	自社の管理基準を設定し、適切に管理している。(管理基準値又は規格値の80%より上位)						
			☐	☐	出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられており、適正である。						
			☐	☐	写真管理基準の管理項目を満足している。						
			☐	☐	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。						
		修正指示事項	☐	☐	内容： 監督職員が文書で1項目の改善指示を行った。(内容：)						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						
II 品質	土木一般	評価項目	☐	☐	品質証明等の関連書類が全て揃っており、取りまとめが的確で明確に確認できる。						
			☐	☐	使用材料の納入確認や検収に工夫がある。						
			☐	☐	使用材料の保管管理状況に配慮があり、写真等で明確に確認できる。						
			☐	☐	品質に関する室内・現場試験が適正に実施され品質にムラがなく良好な品質が確認できる。						
			☐	☐	品質確保のための日々の取り組みが確認できる。						
		修正指示事項	☐	☐	内容： 監督職員が文書で1項目の改善指示を行った。(内容：)						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						
			☐	☐	内容：						

細目	工 種	評価項目	評定区分	a	a'	b	b'	c	d	
			評定者	出来栄に問題なし(指示事項なし)						出来栄が劣る(指示事項あり)
			検査職員	該当項目85%以上	該当項目65%以上	該当項目45%以上	該当項目15%以上	該当項目なし	修正指示1項目以上	
III 出来栄	☒ コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	☐	1. コンクリート構造物の肌が良い。		☐	4. クラックがない。				
		☐	2. コンクリート構造物の通りが良い。		☐	5. 漏水がない。				
		☐	3. 天端、端部等の仕上げが良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 土工事(盛土・築堤工事等)	☐	1. 仕上げが良い。		☐	4. 構造物へのすりつけ・とりあいなどが良い。				
		☐	2. 通りが良い。		☐	5. 雨水・湧水などによる施工面の損傷が発生しない処理が行われている。				
		☐	3. 天端及び端部の仕上げが良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 取り壊し工事	☐	1. きめ細やかな施工がされている。		☐	4. 取壊し対象物・材の散乱がなく、処理が適切である。				
		☐	2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。		☐	5. 周辺への影響は無かった。				
		☐	3. 取り壊し後の整地仕上がり状態が良好である。		☐	6. 安全及び環境に対する配慮が適切である。				
	☐ 切土工事	☐	1. 規定された勾配が確保されている。		☐	4. 施工面の木根等が確実に施工されている。				
		☐	2. 法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている。		☐	5. 発生土等は適切に処理されている。				
		☐	3. 法面勾配の変化部には干渉部を設け適切に施工されている。		☐	6. 関係構造物との取り合いが適切に行われている。				
	☐ 護岸・根固・水制工事	☐	1. 通りが良い。		☐	4. 既設構造物とのすりつけが良い。				
		☐	2. 材料のかみ合わせが良い。		☐	5. クラックがない。				
		☐	3. 天端、端部の仕上げが良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 鋼橋工事	☐	1. 表面に補修箇所がない。		☐	4. 塗装に均一性がある。				
		☐	2. 部材表面に傷、錆がない。		☐	5. 付属工の取り付けがよい。				
		☐	3. 溶接に均一性がある。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 地すべり防止工事	☐	1. 構造物の表面状態、通りが良い。		☐	4. 地山との取り合いが良い。				
		☐	2. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		☐	5. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える				
		☐	3. クラック、漏水がない		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 舗装工事	☐	1. 舗装の平坦性が良い。		☐	4. 構造物へのすりつけ等が良い。				
		☐	2. 構造物の通りが良い。		☐	5. 雨水処理が良い。				
		☐	3. 端部処理が良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 法面工事	☐	1. 通りが良い。		☐	4. 端部処理が良い。				
		☐	2. 植生、吹付等の状態が均一である。		☐	5. 構造物の表面状態が良い。				
		☐	3. 吹き付け表面の割れが無い。		☐	6. 全体的な美観が良い。				
	☐ 基礎土工事(地盤改良等を含む)	☐	1. 土工関係の仕上げが良い。		☐	4. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。				
☐		2. 通りが良い。		☐	5. 施工箇所の整理がされている(例改良材／剤や泥等の散乱がない)					
☐		3. 端部、天端仕上げが良い。								
☐ コンクリート橋工事	☐	1. コンクリート構造物の表面状態が良い。		☐	4. 支承部の仕上げが良い。					
	☐	2. コンクリート構造物の通りが良い。		☐	5. クラックが無い。					
	☐	3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。					

3. 出来形及び出来栄

基本事項採点表2-2(土木系)

P.3 様式[303]

細目	工 種	評定区分	a	a'	b	b'	c	d	
		評定者	出来栄に問題なし(指示事項なし)						出来栄が劣る(指示事項あり)
		検査職員	該当項目85%以上	該当項目65%以上	該当項目45%以上	該当項目15%以上	該当項目なし	修正指示1項目以上	
Ⅲ 出来栄	塗装工事(工場塗装を除く)	☐	☐	1. 塗装の均一性が良い。		☐	4. ケレンの施工状況が良好である。		
		☐	☐	2. 細部まできめ細かな施工がされている。		☐	5. 周辺への影響が無かった。		
		☐	☐	3. 補修箇所がない。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	公園工事	☐	☐	1. 公園施設、植栽等の施工に際し、修景効果に細心の配慮が払われている。		☐	4. 施工箇所周辺との取合いが良い。		
		☐	☐	2. きめ細やかな施工がなされている。		☐	5. 全体的な美観が良い。		
		☐	☐	3. 遊具の設置状態が適切である。					
	植栽工事	☐	☐	1. 樹木等に損傷がない。		☐	4. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。		
		☐	☐	2. 個々の樹木整姿が良い。		☐	5. 支柱の取付が堅固である。		
		☐	☐	3. 植え付け面の仕上がりが良い		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	防護柵(網)工事	☐	☐	1. 通りが良い。		☐	4. 既設構造物等とのすりつけが良い。		
		☐	☐	2. 端部処理が良い。		☐	5. きめ細やかな施工がなされている。		
		☐	☐	3. 部材表面に傷、錆がない。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	標識工事	☐	☐	1. 設置位置に配慮がある。		☐	4. 標識板の支柱に変色が無い。		
		☐	☐	2. 標識板の向き、角度、支柱の通りが良い。		☐	5. 支柱基礎の埋戻等が入念に施工されている。		
		☐	☐	3. 部材表面に傷、錆がない。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	区画線工事	☐	☐	1. 塗料の塗布が均一である。		☐	4. 施工前の清掃が入念に実施されている。		
		☐	☐	2. 視認性が良い。		☐	5. 通りが良い。		
		☐	☐	3. 接着状態が良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	維持修繕工事	☐	☐	1. 小構造物等にも細心の注意が払われている。		☐	4. 安全性、維持管理等への配慮がされている。		
		☐	☐	2. きめ細かな施工がなされている。		☐	5. 端部の仕上がりが良い。		
		☐	☐	3. 既設構造物とのすりつけが良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	機械設備工事、電気設備工事、通信・弱電、その他類似工事	☐	☐	1. 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。		☐	4. ケーブル等の接続方法、収納状態が適切である。		
		☐	☐	3. 安全性、環境、維持管理等への配慮が良い。		☐	5. 操作、保守点検等の容易さへの配慮がされている。		
		☐	☐	2. 動作状態において、電氣的、機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	浚渫・覆砂工事	☐	☐	1. 全体的な仕上がり、平均化されている。		☐	4. 浚渫土の処理が適切である。		
		☐	☐	2. 施工管理記録等から不可視分の出来栄の良さが伺える。		☐	5. 着手、完了時の測量が整備されている。		
		☐	☐	3. 施工の周辺環境への影響は軽微である。					
	下水道工事	☐	☐	1. 構造物の通りが良い。		☐	4. 鉄蓋等の高さが適切で違和感がない。		
		☐	☐	2. 接続部や小型構造物等にきめ細かな施工がなされている。		☐	5. 舗装復旧等が現地状況を十分把握して施工されており、既設部分との取り合いが良い。		
		☐	☐	3. 施工管理記録等から、不可視部分の出来栄の良さが伺える。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
	下水道工事(管更生)	☐	☐	1. 本管管口の仕上がりが良い。		☐	4. しわ・たるみ等がなく、更生管の仕上がりが良い。		
		☐	☐	2. 穿孔等による取付管口の仕上がりが良い。					
		☐	☐	3. マンホールのインパートの仕上がりが良い。					
	上水道工事	☐	☐	1. 施工管理記録等から、不可視部分の出来栄の良さが伺える。		☐	4. 配管の通りが良い		
		☐	☐	2. 仕切弁・消火栓蓋の高さが適切である。		☐	5. 舗装復旧等が現地状況を十分把握して施工されており、既設部分との取り合いが良い。		
		☐	☐	3. 弁栓類の据付位置が適切である。		☐	6. 全体的な美観が良い。		
道路改良工事	☐	☐	1. 土工関係の仕上がりが良い。		☐	4. 切土、盛土構造物の端部処理が的確である。			
	☐	☐	2. 構造物の通りが良い。		☐	5. 雨水処理が良い。			
	☐	☐	3. コンクリート構造物にきめ細やかな施工が伺える。		☐	6. 全体的な美観が良い。			
道路修繕工事	☐	☐	1. 構造物の通りが良い。		☐	4. 舗装復旧等が現地状況を十分把握して施工されており、既設部分との取り合いが良い。			
	☐	☐	2. 樹等の小型構造物にきめ細やかな施工が伺える。		☐	5. 全体的な美観が良い。			
	☐	☐	3. 排水構造物の変化点(曲げ、止め、接続)の施工方法が適切で強度、見栄え共に配慮が行き届いている。						
水路等工事(二次製品主体)	☐	☐	1. 構造物の通りが良い。		☐	4. 製品に割れ、欠けが無い。			
	☐	☐	2. 材料の連結、かみ合わせが良い。		☐	5. 周辺地形、他構造物等との取り合いが良い。			
	☐	☐	3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		☐	6. 全体的な美観が良い。			
農地造成等工事	☐	☐	1. 土工関係の仕上がりが良い。		☐	4. 切土、盛土構造物の端部処理が的確である。			
	☐	☐	2. 小型構造物にきめ細やかな施工が伺える。		☐	5. 全体的な美観が良い。			
	☐	☐	3. 構造物の通りが良い。						
その他工事 ()	☐	☐	1. 構造物の仕上がりが良い。		☐	4. 全体的な取り合いが良い。			
	☐	☐	2. 構造物にきめ細やかな施工が伺える。						
	☐	☐	3. 施工管理記録等から不可視分の出来栄の良さが伺える。						
上記以外の合併工事 説明:上記の表にない場合、適切な評価項目を追加して評価することができる。	☐	☐	1. 理由:						
	☐	☐	2. 理由:						
	☐	☐	3. 理由:						
修正指示事項 説明:工種に関係なく、修補補正の指示事項があった場合はこの欄に記入すること。	☐	☐	1. 内容:						
	☐	☐	2. 内容:						
	☐	☐	3. 内容:						

評価結果

検査職員

C

備考

※1 原則として主たる工事区分として、3工種以内によって工事全体を評価する

※2 該当する工種、及び項目の口欄にレ印をチェックする

加減点事項採点表1(土木系)

P.4 様式[304]

2. 施工状況

項 目	評 定 者	適 用 事 例	
	専任監督職員		
安全対策	☐	施工計画書に記載のとおり、災害防止協会・安全委員会を設置し、活動した記録を現場で確認したか。	
	☐	施工計画書に記載のとおり、社内パトロールを実施した記録を現場で確認したか。	
	☐	山留、仮締切、足場、支保工等の仮設に関する設置や点検の記録を現場で確認したか。	
	☐	施工計画書に記載のとおり、安全対策を3つ以上行い、実施した記録を現場で確認したか。(KY、新規入場、安全巡視、安全教育等)	
	☐	その他:	
	☐	その他:	
	☐	その他:	
評価結果	専任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、5点を上限とする

4. 工事特性

項 目	細 目	評 定 者	適 用 事 例	
		主任監督職員		
施工規模	大規模	☐	切土・盛土:V≧3,000m ³ (浚渫含む)	
		☐	橋梁下部工:H≧5m	
		☐	特殊橋梁(技術力を必要とするもの)	
		☐	護岸・築堤・擁壁:H≧5m	
		☐	推進工:延長≧300m 又は シールド工事:全て	
		☐	水槽:V≧1,000m ³	
		☐	堰・水門:Max径間長≧25m又は径間数≧3	
		☐	コンクリート連続桁橋:Max支間長≧20m	
		☐	下水道面的整備:延長≧2,000m	
		☐	水道管:直径≧350mm	
		☐	林道:開設延長≧500m	
		☐	以上と同等の工事(理由:)	
	小規模	☐	延長や面積などの数量が極端に少ない工種が多数含まれる工事	
		☐	施工箇所が広範囲に点在する工事	
	複雑な形状	☐	上記と同等の小規模と判断できる工事(理由:)	
		☐	曲線が50%以上となる現場打ちコンクリート構造物	
		☐	上記と同等の工事(理由:)	
技術特性	新技術	☐	特許工法等で技術的な検討を要するもの、又はそれに類するもの	
	デザイン性	☐	デザイン性の高い修景工事、又はそれに類するもの	
	伝統工法	☐	高度な伝統工法を必要とするもの	
自然条件及び 特異な現場条件	急峻な地形	☐	落石防止対策工の必要な工事	
	湧水	☐	地下水位が高く、ウエルポイント等の仮設排水設備が必要な工事	
	近接施工	☐	重要構造物や家屋連担地に近接し変異等の計測が必要な工事	
		☐	高圧線直下、桁下等で特別な作業補正を行う工事	
		☐	鉄道や主要地方道以上を横断する橋梁架設や地下構造物工事	
	地下埋設物	☐	地下埋設物の同時施工や撤去がある。(全体の50%以上)	
	閉鎖環境	☐	圧気内作業・酸欠・有毒・可燃性ガス・粉塵対策(アスベスト撤去含む)等の必要な工事	
	高所・立坑	☐	地上及び水面から10m以上又は以下の作業を含む工事	
	狭小	☐	歩行者や車両の通行優先の為、施工ヤードを狭くして交通規制を行う工事(全体の50%以上)	
	災害	☐	工期内に降雨等により災害認定を受けた	
社会条件	市街化区域	☐	商業地域内の工事(用途地域7〜12かつ店舗50%以上)	
	一般交通	☐	主要地方道以上の道路において片側通行や車線減少などの通行規制を行う工事。(全体の20%以上)	
		☐	安全施設の切り替えを3回以上行う箇所を50%以上含む工事	
	水質汚濁	☐	周辺への汚濁排水拡散を防止するため水質管理が必要となる工事(矢水協対策を含む)	
	環境対策	☐	大掛かりな環境対策により工程に大きな影響を受けた工事	
マネジメント特性	他工事調整	☐	観測の結果に基づき工法変更を行った工事	
		☐	工程上の制約を機械・人員の補強や作業時間帯の調整により対応した工事	
		☐	民間工事等との調整により工程に影響を受けた工事。(概ね1箇月)	
	他機関調整	☐	5機関以上との調整が必要となった工事(他官公庁、電気、ガス、水道、電話等の機関)	
	時間の制約	☐	夜間又は休日のみしか作業できない工事又は日作業時間が制約を受ける工事。(工期の50%以上)	
その他	特別考慮要因	☐	面的整備等で地元調整が特に必要な工事	
		☐	無事故、無災害で長期的なリスクマネジメントが必要とされた工事	
		☐	理由:	
評価結果	主任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、9点を上限とする	

加減点事項採点表2(土木系)

P.5 様式[304]

5. 創意工夫

項 目	評定者	適 用 事 例	
	専任監督職員		
施工	☐	(1) 施工関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
	☐	(2) 既設境界杭等の管理（積上計上除く）を、確認・復元の立会記録等を作成して、漏れなく適正に行った。（簡易なものを除く）	
	☐	(3) 自社の施工チェックリストの活用により施工中の管理を適切に行った。	
品質	☐	(4) 品質関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。	
環境配慮	☐	(5) 環境保全関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
	☐	(6) 使用材料や仮設等に環境リスクの少ない建材の使用や工法の選定に努め、実施の報告がされた。	
	☐	(7) 既存の自然・生態系へのダメージを最小化するよう努めていた。	
新技術活用	☐	(8) 受注者からの提案によるNETIS登録技術の活用を行った。（軽微な場合は3つ以上）	
	☐	(9) 電子マニフェストによって廃棄物管理をしている。併せて、加入証の提示も受けている。（全て電子マニフェストでなくても可）	
	☐	(10) I C T建設機械を活用した工事。	
	☐	(11) ドローンを使用した3次元測量を行い、工事に活用した。	
	☐	(12) 電子小黒板の使用により業務の効率化を行った。	
	☐	(13) C C U S（建設キャリアアップシステム）を活用し、作業員の管理を行った。	
安全衛生	☐	(14) 安全衛生関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
	☐	(15) 下請業者の退職金制度を全て書面で把握し、支払簿等を整理していることが確認できた。	
	☐	(16) 請負業者賠償責任保険（第三者保険）に加入していることが書面で確認できた。	
その他	☐	その他： あいち建設情報共有システムを活用した。	
	☐	その他：	
評定結果	専任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、9点を上限とする

6. 社会性等

項 目	細 別	評定区分	a	a'	b	b'	c
		評定者	a'より優れている	bより優れている	b'より優れている	Cより優れている	他の評価に該当しない
		主任監督職員	該当項目5以上	該当項目4	該当項目3	該当項目1以上	該当項目なし
社会性等	地域への貢献度	☐	(1) 現場付近のごみ拾い、清掃作業を毎月1回以上行った。（現場内は含まない）				
		☐	(2) 現場付近の地域活動にボランティアとして参加した。				
		☐	(3) 学校や警察と連携した現場110番の掲示等で、児童や地域住民の安全に貢献した。				
		☐	(4) 現場事務所や作業現場の景観を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。				
		☐	(5) 地域住民へ工事進捗状況の回覧等を定期的に行った。（月1回以上）				
		☐	(6) 地域住民へ現場見学会を行った。				
		☐	(7) ホームページで最新の工事情報を掲載し、併せてホームページのURL等の周知(看板に記載する等)を行った。				
		☐	(8) インターシップや職場体験等を実施し建設業への就労意識向上に貢献した。				
		☐	(9) 工事施工箇所付近において公共施設の点検、簡易的な補修をした。				
		☐	(10) 災害時などにおいて、工事現場付近での支援または行政による救援活動に積極的に協力を行った。				
	その他	☐	理由:完全週休2日工事を行って達成できた。				
		☐	理由:				
評定結果	主任監督職員	c	施工計画書及び工事打合簿等の書面により事前協議で確認できたものに限る。				

7. 法令遵守等

項 目	評定者	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
	主任監督職員	措 置 内 容	点 数
法令遵守等	☒	◎. 該当項目なし	
	☐	1. 入札参加停止期間 3箇月以上	-20 点
	☐	2. 入札参加停止期間 2箇月以上3箇月未満	-15 点
	☐	3. 入札参加停止期間 1箇月以上2箇月未満	-13 点
	☐	4. 入札参加停止期間 1箇月未満	-10 点
	☐	5. 是正請求書による是正処置を行った。	-8 点
	☐	6. 負傷者を伴う公衆災害が発生したが、上記1から4の措置が無かった場合	-4 点
	☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、上記1から4及び6の措置が無かった場合(もらい事故や交通事故は含まない) × 件	点
	☐	8. 総合評価落札方式により「自社施工及び市内下請」の評価を受けた工事において、評価内容が確認できなかった。	-1 点
	☐	9. 簡易型総合評価落札方式による提案事項の不履行 ①提案項目の不履行が「-2点」の項目数を入力 × 件 ②提案項目の不履行が「-1点」の項目数を入力 × 件	0 点
	☐	10. ①標準型総合評価落札方式における技術提案が受注者の責により履行されず、契約金額の減額または損害賠償請求を行った。（-10点を入力） ②工期設定で工期短縮の評価を受けた短縮が図られなかった。 - 点 - 点	0 点
	☐	11. 総合評価落札方式による工事において、工事期間中に配置技術者の途中変更を行う場合、 ①総合評価の評価点が3.5点以上の減点となる場合 ②総合評価の評価点が0.5点以上、3点以下の減点となる場合	-2 点 -1 点
	☐	12. 週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	-2 点
	注1: 注2: 注3: 注4: 注5: 注6:	当該工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限る。但し、履行後にその事実が判明した場合も同様の措置を適用する。 上記「1」～「7」、「8」と「9」と「10」及び「11」①と②は、重複しない 上記「1」～「7」の1項目と「8」と「9」と「10」の1項目と「11」の1項目は、重複できる。 「5」の対応事例・施工体制点検の結果、重大な不適正事項があり、是正請求書にて受注者に対応を求めた。（岡崎市工事施工体制点検要領を参照） 「9」の評価を選択した場合は、不履行の件数を必ず、入力すること。 「10」の②を評価する場合は、工期設定評価の評価点(1点～3点)と同じ点数を入力すること。	
評定結果	主任監督職員	0 点	

3. 出来形及び出来栄

基本事項採点表2-1(建築系)

P.2

様式[305]

細目	工 種	評価項目	評定区分		a	a'	b	b'	c	d	e		
			評定者	規格値の範囲内かつ管理項目に不足なし、指示事項なし					測定・管理項目が不足、指示事項あり				
			検査職員	専任監督職員	該当項目5	該当項目4	該当項目3	該当項目1以上	該当項目なし	修正指示事項1	修正指示事項2以上		
I 出来形	建築一般	評価項目	☐	☐	工事施工チェックシート等で適正に管理されている。(工種毎に日時、場所とチェック内容とその結果)								
			☐	☐	主な使用材料、機器、部品等の設計数量との比較管理のまとめが的確にできている。								
			☐	☐	「工事写真の撮り方」に基づき、写真管理基準の管理項目を満足している。								
			☐	☐	不可視部分を含む施工状況の自主管理確認状況の出来形のまとめが写真と図面等での確に確認できる。								
			☐	☐	形状、寸法又は性能、機能が設計図書又は施工図を満足して管理されている。								
		修正指示事項	☐	☐	内容： 監督職員が文書で1項目の改善指示を行った。(内容：)								
			☐	☐	内容：								
			☐	☐	内容：								
			☐	☐	内容：								
			☐	☐	内容：								
評定結果 検査職員 監督職員 c c													
II 品質	☒ 建築工事(新築)	評価項目	☐	☐	材料管理や試験項目などの品質確保の日々の取り組みがあり、施工計画どおり実施された。								
			☐	☐	品質証明等の関連書類が全て揃っており、管理項目及び結果の取りまとめが的確で明確に確認できる。								
			☐	☐	使用材料の納入時検収や保管等の管理が適切であり、管理記録と写真で明確に確認できる。								
			☐	☐	検査、調査、測定などの品質・形状に関する項目が適切に管理された報告書が明確に確認できる。								
			☐	☐	施工中及び完了時の各試験結果記録のまとめがすべて適切に確認できる。								
	☐ 建築工事(改修)	評価項目	☐	☐	施工計画書に定められた品質計画により管理され、品質管理記録が整備されている。								
			☐	☐	材料の品質証明が適切である。								
			☐	☐	品質・形状が適切で良好な施工である。								
			☐	☐	検査、調査、測定などの品質・形状に関する項目が適切に管理された報告書が明確に確認できる。								
			☐	☐	施工中及び完了時の各試験結果記録のまとめがすべて適切に確認できる。								
	☐ 設備工事	評価項目	☐	☐	施工計画書に定められた品質計画により管理され、品質管理記録が整備されている。								
			☐	☐	機材の品質及び形状が設計図書等に適合する証明書が整備されている。								
			☐	☐	品質・形状が適切で良好な施工である。								
			☐	☐	機能の適切性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。								
			☐	☐	施工完了時の試験及び記録が適切に整備されている。								
	評定結果 検査職員 監督職員 c c												
		修正指示事項	☐	☐	内容： 監督職員が文書で1項目の改善指示を行った。(内容：)								
			☐	☐	内容：								
			☐	☐	内容：								
			☐	☐	内容：								
☐			☐	内容：									

備考 ※1 原則として主たる工事区分によって工事全体を評価する

※2 該当する工種、及び項目の□欄にレ印をチェックする

3. 出来形及び出来栄え

基本事項採点表2-2(建築系)

P.3

様式[305]

細目	工 種	評定区分	a	a'	b	b'	c	d
		評定者	規格値の範囲内かつ管理項目に不足なし、指示事項なし					出来栄えが劣る(指示事項あり)
		検査職員	該当項目85%以上	該当項目65%以上	該当項目45%以上	該当項目15%以上	該当項目なし	修正指示1項目以上
Ⅲ 出来栄え	☒ 建築工事(新築・増築)	☐	1. きめ細やかな施行がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。					
		☐	2. 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。					
		☐	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。					
		☐	4. 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。				☐	5. 外構を含め全体的な美観が良好である。
	☐ 建築工事(改修)	☐	1. きめ細やかな施行がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。					
		☐	2. 既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。					
		☐	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。					
		☐	4. 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。				☐	5. 外構を含め全体的な美観が良好である。
	☐ 電気設備工事	☐	1. きめ細やかな施行がなされている。					
		☐	2. 既存部分又は関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。					
		☐	3. 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。					
		☐	4. 電気設備として高い品質・性能が確保されている。				☐	5. 運転及び保守管理に対する配慮が適切である。
	☐ 機械設備工事	☐	1. きめ細やかな施行がなされている。					
		☐	2. 既存部分又は関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。					
		☐	3. 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。					
		☐	4. 機械設備として高い品質・性能が確保されている。				☐	5. 運転及び保守管理に対する配慮が適切である。
	☐ その他工事 ()	☐	1. きめ細やかな施行がなされている。					
		☐	2. 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。					
		☐	3. 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。					
		☐	4. 高い品質・性能が確保されている。				☐	5. 仕上りの状態が良好である。
	☐ 取り壊し工事	☐	1. きめ細やかな施工がされている。				☐	4. 取壊し対象物・材の散乱がなく、処理が適切である。
		☐	2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。				☐	5. 周辺への影響は無かった。
		☐	3. 取り壊し後の整地仕上りの状態が良好である。				☐	6. 安全及び環境に対する配慮が適切である。
	☐ 上記以外の工事又は合併工事 説明: 上記の表にない場合、適切な評価項目を追加して評価することができる。	☐	1. 理由:					
		☐	2. 理由:					
		☐	3. 理由:					
		☐	4. 理由:					
	☐ 修正指示事項 説明: 工種に関係なく、修補補正の指示事項があった場合はこの欄に記入すること。	☐	1. 内容:					
	☐	2. 内容:						
	☐	3. 内容:						
	☐	4. 内容:						
評価結果	検査職員	c	備考 ※1 原則として主たる工事区分として、3工種以内によって工事全体を評価する ※2 該当する工種、及び項目の□欄にレ印をチェックする					

加減点事項採点表1(建築系)

P.4

様式[306]

2. 施工状況

項 目	評 定 者	適 用 事 例	
	専任監督職員		
安全対策	☐	施工計画書に記載のとおり、災害防止協会・安全委員会を設置し、活動した記録を現場で確認したか。	
	☐	施工計画書に記載のとおり、社内パトロールを実施した記録を現場で確認したか。	
	☐	山留、仮締切、足場、支保工等の仮設に関する設置や点検の記録を現場で確認したか。	
	☐	施工計画書に記載のとおり、安全対策を3つ以上行い、実施した記録を現場で確認したか。(KY、新規入場、安全巡視、安全教育等)	
	☐	その他:	
	☐	その他:	
	☐	その他:	
	☐	その他:	
評定結果	専任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、5点を上限とする

4. 工事特性

項 目	細 目	評 定 者	適 用 事 例	
		主任監督職員		
工事特性	施工規模・形状の複雑さ(新築・増築)	☐	延べ面積:2,000㎡以上	
		☐	地上4階以上	
		☐	地下1階以上	
		☐	大空間のホール等を有する。(500㎡以上の大空間)	
		☐	研究所、病院、浄水場、焼却場、音楽ホール等、特殊設備・機能のある建物	
		☐	上記と同等の工事(例:し尿浄化槽51人以上など)	
	構造物固有の難しさへの対応	☐	建築工事で総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事	
		☐	電気設備工事で総合耐震計画基準においてに甲類に属する工事	
		☐	機械設備工事で総合耐震計画基準においてに甲類に属する工事	
		☐	制震、免震構造の工事及び耐震補強工事	
		☐	敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切回しを行った工事	
		☐	仮設設備等を設け、配管、配線等の盛替え等を必要とする改修工事	
		☐	休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事	
	技術固有の難しさ	☐	新技術、新工法、特許工法等で技術的な検討を要するもの、又はそれに類するもの	
		☐	特殊な工法及び材料等を用いた工事	
		☐	特殊な設備システム(中央監視装置による総合運転監視やコージェネレーション等)を採用した工事	
	厳しい自然・地盤条件への対応	☐	地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事	
		☐	施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事	
		☐	その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事	
	厳しい周辺環境等・社会条件への対応	☐	圧気内作業・酸欠・有毒ガス・可燃性ガス・粉塵対策(アスベスト撤去含む)等の必要な工事	
		☐	地元調整や環境対策の制約が特に多い工事	
		☐	工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制約を受けた工事	
		☐	工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事	
	施工現場での対応	☐	環境対策が工程に大きな影響を与えた工事	
		☐	特に困難な調整を要する他工事(近接工事)の請負者が複数ある工事	
		☐	後退用地等、用地境界の移動に係る工事	
		☐	建物・設備が使われながらの増改築、改修、取替、更新工事	
	その他	☐	無事故、無災害で長期的なリスクマネジメントが必要とされた工事	
		☐	完成図、保全に関する資料が適正に提出された。	
		☐	理由:	
		☐	理由:	
評定結果	主任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、9点を上限とする	

加減点事項採点表2(建築系)

P.5

様式[306]

5. 創意工夫

項 目	評定者	適 用 事 例	
	専任監督職員		
創意工夫	☐	(1)施工関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
	☐	(2)品質関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。	
	☐	(3)安全衛生関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
	☐	(4)環境保全関係に関する提案があり、その実施内容を書面で確認できた。（軽微な工夫の場合は3件以上）	
環境配慮	☐	(5)使用材料や仮設等に環境リスクの少ない建材の使用や工法の選定に努め、実施の報告がされた。	
	☐	(6)既存の自然・生態系へのダメージを最小化するよう努めていた。	
新技術活用	☐	(7)受注者からの提案によるNETIS登録技術の活用を行った。	
	☐	(8)電子マニフェストによって廃棄物管理をしている。併せて、加入証の提示も受けている。（全て電子マニフェストでなくても可）	
	☐	(9)ICT（情報通信技術）を活用し、生産性の向上に取り組んだ。（WEB会議、タブレット端末等、生産性向上が認められる場合）	
	☐	(10)電子小黒板の使用により業務の効率化を行った。	
	☐	(11)CCUS（建設キャリアアップシステム）を活用し、作業員の管理を行った。	
その他	☐	(12)下請業者の退職金制度を全て書面で把握し、支払簿等を整理していることが確認できた。	
	☐	(13)請負業者賠償責任保険（第三者保険）に加入していることが書面で確認できた。	
	☐	(14)自社の施工チェックリストの活用により施工中の管理を適切に行った。	
	☐	理由：既設境界杭等の管理（積上計上除く）を、確認・復元の立会記録等を作成して、漏れなく適正に行った。（簡易なものを除く）	
	☐	理由：	
評定結果	専任監督職員	0 点	上記のうち該当する項目について1項目1点とし、9点を上限とする

6. 社会性等

項 目	細 別	評定区分	a	a'	b	b'	c
		評定者	a'より優れている	bより優れている	b'より優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		主任監督職員	該当項目5以上	該当項目4	該当項目3	該当項目1以上	該当項目なし
社会性等	地域への貢献度	☐	①現場付近のごみ拾い、清掃作業を毎月1回以上行った。（現場内は含まない）				
		☐	②現場付近の地域活動にボランティアとして参加した。				
		☐	③学校や警察と連携した現場110番の掲示等で、児童や地域住民の安全に貢献した。				
		☐	④現場事務所や作業現場の景観を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。				
		☐	⑤地域住民へ工事進捗状況の回覧等を定期的に行った。（月1回以上）				
		☐	⑥地域住民へ現場見学会を行った。				
		☐	⑦ホームページで最新の工事情報を掲載し、併せてホームページのURL等の周知（看板に記載する等）を行った。				
		☐	⑧インターシップや職場体験等を実施し建設業への就労意識向上に貢献した。				
	その他	☐	理由：完全週休2日又は月単位の週休2日工事を行って達成できた。				
		☐	理由：				
評定結果	主任監督職員	c	施工計画書及び工事打合簿等の書面により事前協議で確認できたものに限る。				

7. 法令遵守等

項 目	評定者	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
	主任監督職員	措 置 内 容	点 数
法令遵守等	☒	◎. 該当項目なし	
	☐	1. 入札参加停止期間 3箇月以上	-20 点
	☐	2. 入札参加停止期間 2箇月以上3箇月未満	-15 点
	☐	3. 入札参加停止期間 1箇月以上2箇月未満	-13 点
	☐	4. 入札参加停止期間 1カ月未満	-10 点
	☐	5. 是正請求書による是正処置を行った。	-8 点
	☐	6. 負傷者を伴う公衆災害が発生したが、上記1から4の措置が無かった場合	-4 点
	☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、上記1から4及び6の措置が無かった場合（もらい事故や交通事故は含まない）	点
		× 件	
	☐	8. 総合評価落札方式により「自社施工及び市内下請」の評価を受けた工事において、評価内容が確認できなかった。	-1 点
	☐	9. 総合評価方式による提案措置の不履行（簡易型） ①提案項目の不履行が「－2点」の項目数を入力 × 件 ②提案項目の不履行が「－1点」の項目数を入力 × 件	0 点
	☐	10. ①標準型総合評価落札方式における技術提案が受注者の責により履行されず、契約金額の減額または損害賠償請求を行った。（－10点を入力） ②工期設定で工期短縮の評価を受けた短縮が図られなかった。 — 点 — 点	0 点
	☐	11. 総合評価落札方式による工事において、工事期間中に配置技術者の途中変更を行う場合、 ①総合評価の評価点が3.5点以上の減点となる場合 ②総合評価の評価点が0.5点以上、3点以下の減点となる場合	-2 点 -1 点
	☐	12. 週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	-2 点
	注1：	当該工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限る。但し、履行後にその事実が判明した場合も同様の措置を適用する。	
	注2：	上記「1」～「7」、「8」と「9」と「10」及び「11」①と②は、重複しない	
	注3：	上記「1」～「7」の1項目と「8」と「9」と「10」の1項目と「11」の1項目は、重複できる。	
	注4：	「5」の対応事例・施工体制点検の結果、重大な不適正事項があり、是正請求書にて受注者に対応を求めた。（岡崎市工務施工体制点検要領を参照）	
	注5：	「9」の評価を選択した場合は、不履行の件数を必ず、入力すること。	
	注6：	「10」の②を評価する場合は、工期設定評価の評価点(1点～3点)と同じ点数を入力すること。	
評定結果	主任監督職員	0 点	